

平成25年度金融庁調達改善計画（要約版）

1. 調達改善計画の目的

調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施するPDCAサイクルを確立することにより、使用期間（ライフサイクル）を通じて「支払いに対して最も価値が高い」財・サービスの購入を目的とする。

2. 当庁の調達の特徴

金融庁の予算の構造は、全体の7割が人件費、約3割が物件費。また、物件費のうち半分以上が情報システム関係予算。

3. 重点的分野の選定・改善の取組み

調達金額が大きく、改善効果が大いに見込まれる情報システム及び庁費類の一般事務処理経費について、重点的に取り組む。

(1) 情報システム

取組内容	目 標
政府調達に該当する調達案件について、情報システム調達会議において審議	適切な仕様の確定 計画的、効率的な調達の実施
全ての情報システムを調達する際に作成する仕様書について、情報システムの目的・用途と仕様の内容が見合ったものとなっているか等の観点から、CIO補佐官が審査	適切な仕様の確定
全ての情報システムの調達について、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、調達の妥当性を各局総務課長等が検証	個々の情報システム調達におけるPDCAサイクルの確保
金融庁行政情報化LANシステムについて、国庫債務負担行為を活用し、一般競争入札に移行	調達の見直しによる経済性・競争性とサービスの質の向上
主な情報システムに係る調達の発注見通しを半年毎にHPに掲載	競争性の確保による調達費用の削減
主な情報システムの運用支援に係る調達仕様書にSLA（サービス・レベル・アグリーメント）の条項を盛り込む	仕様の明確化による品質の確保

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）

① 庁費類

取組項目	取組内容	目 標
事務用消耗品	共同調達の実施	スケールメリット、競争性の確保
	発注単位の集約	
	競り下げの実施及び金融庁HPでの周知	
携帯電話通信料	使用状況に応じた契約形態の見直しを定期的実施	最も安価と見込まれる料金体系の選択
事務用什器	発注単位の集約	スケールメリット、競争性の確保
	競り下げの実施及び金融庁HPでの周知	
ポスター・パンフレット類の印刷	発注単位の集約	スケールメリット、競争性の確保及び数量の削減
	競り下げの実施及び金融庁HPでの周知	
コピー機保守	仕様書作成の際に、意見招請を実施し、入札の参入要件を緩和	競争性の確保による調達単位の引き下げ
コピー用紙等	機能上可能なプリンターについて、基本設定を「片面印刷」から「両面印刷」に変更	印刷方法の効率化によるコピー用紙等の使用量の節減
	各コピー機やプリンターの使用実績を庁内のポータルサイトに掲載	
主な庁費類について、調達の発注見通しを半年毎にHPに掲載		競争性の確保

②共同調達

平成24年度においては、17件の共同調達を実施したが、平成25年度においても、シュレッダーなどの事務用機器について、共同調達を実施し、更に対象拡大できないか引き続き検討。

4. 一者応札・公益法人の分析・改善の取組み

①一者応札

一者応札となった理由を聴取・分析し、競争性が確保されているか等について検証。主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載する。

②公益法人

入札の仕様を精査することにより、公益法人のみの応札とならないように注視。

5. その他公共サービス改革プログラムで提言された取組み等

取組項目	取組内容	目 標
人事評価を通じた職員の意識改革	効率的に業務運営を行った者に対する適切な評価	公共サービスの質の向上、経費・無駄の削減等の推進
出張旅費の効率化	割引制度及び出張パック制度の最大限の活用	旅費の効率化
主な調達情報の一括提供	主な調達の発注見通しを半期毎に金融庁HPに掲載	競争性の確保による調達費用の削減

6. 競り下げについて

平成24年度において、試行案件として12件の競り下げを実施。このうち9件は、最終価格が開始価格（市場価格を基に決定）より低下し、また、9件は、中小企業が契約締結者。

平成25年度における競り下げの対象品目については、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に係る効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業への影響等に配慮しつつ選定。

また、実施する際には、

①競り下げの実施品目等を随時金融庁HPで周知すること及び

②用途に照らし過度な条件を排除すること等、を含めた仕様の緩和を図ることにより、参加者を最大限に募り、最大限の価格の下落効果を図る。

7. 調達の推進体制

(1) 推進体制の整備

金融庁行政事業レビュー推進チームが有識者から意見を聴取したうえで、調達改善計画を決定し、その進捗状況等のフォローアップ等を実施。

(2) 外部有識者の活用

行政事業レビューのための有識者（大学教授1名、公認会計士1名）及び金融庁契約監視委員会の委員（弁護士1名、大学教授1名、公認会計士1名）に意見を聴取。

8. その他

計画に関する取組状況等については、金融庁HPにおいて公表。